



新潟県



発行 新潟県

号外 3

平成25年 3 月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

33 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)

34 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)

訓 令

4 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第33号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款・第2款（略） 第3款 <u>削除</u> 第4款～第14款（略） 第15款及び第16款 <u>削除</u> 第17款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 （総務管理部） 第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、 係及び班を置く。 財政課・人事課（略） <u>法務文書課</u> 法務班 <u>文書係</u> 行政情報室 <u>大学・私学振興課</u> 企画班 <u>支援班</u> 市町村課～総務事務センター（略） 2～4（略） （福祉保健部） 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。 福祉保健課 総務係 予算係 企画統計係 地域福祉係 <u>保</u> 護係 人権啓発室 援護恩給室	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款・第2款（略） 第3款 <u>県立看護大学</u> 第4款～第14款（略） 第15款 <u>削除</u> 第16款 <u>あけぼの園</u> 第17款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 （総務管理部） 第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、 係及び班を置く。 財政課・人事課（略） <u>文書私学課</u> 法務班 <u>大学・文書係 私学係 県立大学班</u> 行政情報室 市町村課～総務事務センター（略） 2～4（略） （福祉保健部） 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。 福祉保健課 総務係 予算係 企画統計係 地域福祉係 <u>看</u> 護介護人材係 保護係 人権啓発室 援護恩給 室

国保・福祉指導課 (略)
 医務薬事課
 地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係
 魚沼基幹病院設立準備室

医師・看護職員確保対策課

看護職員確保・育成係

高齢福祉保健課
 高齢化対策係 在宅福祉係 施設福祉係 介護
 事業係
 健康対策課～児童家庭課 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課 (略)
 港湾振興課
港湾企画振興班 万代島・東港管理係
 港湾整備課・空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局
 政策課～広報広聴課 (略)
 行政改革推進室
 (1) 行政システムの見直しに関する事項
 (2)・(3) (略)
 政策評価室～国際企画課 (略)

総務管理部
 財政課・人事課 (略)
法務文書課

(1)～(12) (略)

- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)

大学・私学振興課

- (1) 大学等高等教育機関に関する事項
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する事項
- (3) 新潟県立大学の支援に関する事項
- (4) 新潟県立看護大学の支援に関する事項

市町村課～総務事務センター (略)

国保・福祉指導課 (略)
 医務薬事課
 地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係
 魚沼基幹病院設立準備室 勤務医等確保対策室

高齢福祉保健課
 高齢化対策係 在宅福祉係 施設福祉係 介護計画調整係 介護事業係
 健康対策課～児童家庭課 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課 (略)
 港湾振興課
港湾振興係 企画班 万代島・東港管理係
 港湾整備課・空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局
 政策課～広報広聴課 (略)
 行政改革推進室
 (1) 組織の見直しに関する事項
 (2)・(3) (略)
 政策評価室～国際企画課 (略)

総務管理部
 財政課・人事課 (略)
文書私学課

(1)～(12) (略)

(13) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する事項

- (14) 大学等高等教育機関に関する事項
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)

- (20) 新潟県立大学の支援に関する事項
- (21) 県立看護大学に関する事項

市町村課～総務事務センター (略)

県民生活・環境部・防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
 (1)～(9) (略)

(10) (略)
 (11) (略)
 (12) (略)
 (13) (略)
 (14) (略)
 (15) (略)
 (16) (略)
 (17) (略)

国保・福祉指導課 (略)
 医務薬事課
 (1)・(2) (略)
 (3) 医師等医療従事者に関する事項(医師・看護職員確保対策課の所管に属する事項を除く。)
 (4)～(7) (略)

医師・看護職員確保対策課
 (1) 医師の確保対策に関する事項
 (2) 地域医療に従事する医師の養成及びキャリア形成支援に関する事項
 (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事項

高齢福祉保健課～児童家庭課 (略)
 産業労働観光部・農林水産部 (略)
 農地部
 農地管理課・農地計画課 (略)
 農地建設課
 (1)・(2) (略)

(3) (略)
 (4) (略)
 (5) 農用地の地すべり防止区域の管理に関する事項
 農地整備課 (略)
 農村環境課
 (1)～(5) (略)

(6) 農地・水・環境保全向上対策に関する事項
 土木部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)
 第10条 (略)
 2～4 (略)
 5 第1項の規定にかかわらず、保健に関する事務(衛生に関する事務を除く。)並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

県民生活・環境部・防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
 (1)～(9) (略)
(10) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事項
 (11) (略)
 (12) (略)
 (13) (略)
 (14) (略)
 (15) (略)
 (16) (略)
 (17) (略)
 (18) (略)

国保・福祉指導課 (略)
 医務薬事課
 (1)・(2) (略)
 (3) 医師等医療従事者に関する事項(福祉保健課の所管に属する事項を除く。)
 (4)～(7) (略)

高齢福祉保健課～児童家庭課 (略)
 産業労働観光部・農林水産部 (略)
 農地部
 農地管理課・農地計画課 (略)
 農地建設課
 (1)・(2) (略)

(3) 農地・水・環境保全向上対策に関する事項
 (4) (略)
 (5) (略)
 (6) 農用地の地すべり防止区域の指定及び資源調査に関する事項
 農地整備課 (略)
 農村環境課
 (1)～(5) (略)

土木部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)
 第10条 (略)
 2～4 (略)
 5 第1項の規定にかかわらず、保健に関する事務(衛生に関する事務を除く。)並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡	
魚沼地域振興局	魚沼市	
(略)		
6 第1項の規定にかかわらず、福祉に関する事務 (母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を除く。) についての所管区域は、次のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡	
南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	
(略)		
7～16 (略)		
17 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を 分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管 理事務所、地区センター及び分所を置く。		
名 称	位 置	担 当 区 域
(略)		
新潟地域振興 局新潟港湾事 務所東港分所	北蒲原郡聖 籠町	港湾法による新潟港 港湾区域並びに同港 臨港地区及び同港港 湾隣接地域の区域の うち <u>南浜地区</u> 西端以 東の区域
(略)		
18・19 (略)		
(名称、位置及び所管区域)		
第25条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次の とおりである。		
名 称	位 置	所 管 区 域
(略)		
長岡保健所	長岡市	長岡市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡
魚沼保健所	魚沼市	魚沼市
(略)		
2 前項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例(昭 和63年新潟県条例第35号)別表第2の1の項所掌 事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次 のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡保健所	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡	
南魚沼保健所	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	

名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 見附市 三島郡	
魚沼地域振興局	<u>小千谷市</u> 魚沼市	
(略)		
6 第1項の規定にかかわらず、福祉に関する事務 (母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を除く。) についての所管区域は、次のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 見附市 三 島郡 刈羽郡	
南魚沼地域振興局	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚 沼郡	
(略)		
7～16 (略)		
17 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を 分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管 理事務所、地区センター及び分所を置く。		
名 称	位 置	担 当 区 域
(略)		
新潟地域振興 局新潟港湾事 務所東港分所	北蒲原郡聖 籠町	港湾法による新潟港 港湾区域並びに同港 臨港地区及び同港港 湾隣接地域の区域の うち <u>西埋立地</u> 西端以 東の区域
(略)		
18・19 (略)		
(名称、位置及び所管区域)		
第25条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次の とおりである。		
名 称	位 置	所 管 区 域
(略)		
長岡保健所	長岡市	長岡市 見附市 三 島郡
魚沼保健所	魚沼市	<u>小千谷市</u> 魚沼市
(略)		
2 前項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例(昭 和63年新潟県条例第35号)別表第2の1の項所掌 事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次 のとおりである。		
名 称	所 管 区 域	
(略)		
長岡保健所	長岡市 柏崎市 見附市 三 島郡 刈羽郡	
南魚沼保健所	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚	

(略)

3・4 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第31条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼児童相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第 3 款 削除

第70条から第72条まで 削除

沼郡

(略)

3・4 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第31条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼児童相談所	南魚沼市	小千谷市 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第 3 款 県立看護大学

(名称及び位置)

第70条 県立看護大学の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
新潟県立看護大学	上越市

(組織)

第71条 県立看護大学に次の局、課及び係を置く。

- 事務局
- 総務課
- 庶務係
- 教務学生課
- 教務係 図書学生係

(分掌事務)

第72条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 事務局
- 総務課
- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 教務学生課に属しない事項
- 教務学生課
- (1) 教育課程及び授業時間に関する事項
- (2) 入学試験及び学業成績に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業等に関する事項
- (4) 学生の諸資格認定に関する事項
- (5) 学籍簿の調製及び保管に関する事項
- (6) 学生の面接指導に関する事項

- (7) 学生の課外教育に関する事項
- (8) 学生及び学生団体の指導監督に関する事項
- (9) 学生の集会及び催物に関する事項
- (10) 学生の福利厚生及び保健衛生に関する事項
- (11) 学生の就職あつせんに関する事項
- (12) 学生の奨学金及び授業料の減免等に関する事項
- (13) 読書指導及び図書知識の普及に関する事項
- (14) 図書の整備、保管、貸付け等に関する事項

(設置)

第95条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の規定により、身体障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡身体障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼身体障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

(設置)

第97条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定により、知的障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡知的障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼知的障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第98条 (略)

第15款 削除

第99条及び第100条 削除

(設置)

第95条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の規定により、身体障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡身体障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼身体障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

(設置)

第97条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定により、知的障害者更生相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
長岡知的障害者更生相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼知的障害者更生相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡

(略)

第98条 (略)

第15款及び第16款 削除

第99条から第102条まで 削除

第16款 あけぼの園

(名称及び位置)

第101条 あけぼの園の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
新潟県あけぼの園		長岡市	

(組織及び分掌事務)

第102条 あけぼの園に庶務課及び指導課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 給食に関する事項
- (3) 指導課に属しない事項

指導課

入園者の生活指導及び職業訓練に関する事項

(職員の種類)

第163条 法第172条第1項に規定する職員は事務職員、技術職員及び用員とし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第2項に規定するその他必要な職員は教務職員及び用員とする。

2～4 (略)

5 教務職員は、大学において教授の研究の補助を行い、併せて学生の実験、学習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う。

(職の設置)

第164条 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。
事務職員、技術職員、教員及び教務職員をもつて充てる職

(1)～(41) (略)

用員をもつて充てる職 (略)

(法務調整員等)

第172条 総務管理部文書私学課に法務調整員を置く。

2 総務管理部文書私学課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策課に総括政策企画員を置く。

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部文書私学

(職員の種類)

第163条 法第172条第1項に規定する職員は、事務職員、技術職員及び用員とする。

2～4 (略)

(職の設置)

第164条 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。
事務職員、技術職員及び教員をもつて充てる職

(1)～(41) (略)

用員をもつて充てる職 (略)

(法務管理監等)

第172条 総務管理部法務文書課に法務管理監を置くことができる。

2 総務管理部法務文書課に法務調整員を置く。

3 総務管理部法務文書課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策課に総括政策企画員を置くことができる。

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私

学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課、土木部都市局営繕課及び交通政策局港湾振興課に建築調整員を置く。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に寮長を置く。

5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に副寮長を置くことができる。

6 (略)

7 (略)

8 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長及び副校長は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、あけぼの園、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 (略)

3 県立看護大学に副学長を置く。

4 県立看護大学の事務局に事務局次長を置く。

5 (略)

6 あけぼの園及びコロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に寮長を置く。

7 あけぼの園及びコロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部並びに新星学園に副寮長を置くことができる。

8 (略)

9 (略)

10 各地域機関の内部組織の長、副所長、副学長、教頭、事務局次長、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長及び副校長は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(看護学部長等)

第195条 県立看護大学に看護学部長、図書館長及び

<p>第195条 (略)</p> <p>(主任准看護師)</p> <p>第196条 コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県障害者介護給付費等不服審査会</td> <td><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務</td> <td><u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u>（平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項	<p><u>看護研究交流センター長を置く。</u></p> <p>2 <u>看護学部長は、上司の命を受けて教務、学生の厚生補導及び就職指導並びに入学試験に関する企画及び立案について総括整理する。</u></p> <p>3 <u>図書館長は、上司の命を受けて図書館の運営に関する企画及び立案について総括整理する。</u></p> <p>4 <u>看護研究交流センター長は、上司の命を受けて看護研究交流センターの地域連携、研究、広報その他の運営に関する企画及び立案について総括整理する。</u></p> <p>第195条の2 (略)</p> <p>(主任准看護師)</p> <p>第196条 <u>あけぼの園</u>、コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県障害者介護給付費等不服審査会</td> <td><u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務</td> <td><u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u>（平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項
名 称	担任する事務	設置規定																	
(略)																			
新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項																	
名 称	担任する事務	設置規定																	
(略)																			
新潟県障害者介護給付費等不服審査会	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事務	<u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u> （平成18年新潟県条例第23号）第2条第1項																	

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第34号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p>第 3 条の 3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(120) (略)</p> <p>(121) <u>養蜂振興法</u>（昭和30年法律第180号）第 3 条第 1 項の規定による<u>蜜蜂の飼育</u>の届出を受理すること。</p> <p>(122) <u>養蜂振興法第 3 条第 3 項</u>の規定による<u>蜜蜂の飼育</u>の届出事項の変更届を受理すること。</p> <p>(123) <u>新潟県養蜂振興法施行細則</u>（昭和39年新潟県規則第 7 号）第 5 条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。</p> <p>(124)～(544) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(136)の 49 (略)</p> <p>(136)の 50 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第79条第 2 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。</p> <p>(136)の 51 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第79条第 3 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる事業の変更の届出を受理すること。</p> <p>(136)の 52 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第79条第 4 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる事業の廃止又</p>	<p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p>第 3 条の 3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(120) (略)</p> <p>(121) <u>養ほう振興法</u>（昭和30年法律第180号）第 3 条第 1 項の規定による<u>養ほう業者</u>の届出を受理すること。</p> <p>(122) <u>養ほう振興法第 3 条第 2 項</u>の規定による<u>養ほう業者</u>の届出事項の変更届を受理すること。</p> <p>(123) <u>新潟県養ほう振興法施行細則</u>（昭和39年新潟県規則第 7 号）第 5 条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。</p> <p>(124)～(544) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(136)の 49 (略)</p> <p>(136)の 50 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第79条第 2 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。</p> <p>(136)の 51 <u>障害者自立支援法</u>第79条第 3 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる事業の変更の届出を受理すること。</p> <p>(136)の 52 <u>障害者自立支援法</u>第79条第 4 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる事業の廃止又は休止の届出を受理すること。</p>

は休止の届出を受理すること。

(136)の53 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条第3項の規定による障害者支援施設の設置の届出を受理すること。

(136)の54 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の7第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の55 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更(定員の変更を除く。)の報告を受理すること。

(136)の56～(212) (略)

4～10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

(136)の53 障害者自立支援法第83条第3項の規定による障害者支援施設の設置の届出を受理すること。

(136)の54 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第43条の7第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の55 障害者自立支援法施行令第43条の7第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更(定員の変更を除く。)の報告を受理すること。

(136)の56～(212) (略)

4～10 (略)

(あけぼの園長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、あけぼの園長、コロニーにいがた白岩の里所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(5) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(6) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第123条の規定により、運営規程を定めること。

(7) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第23条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(8) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第29条の規定

により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(9) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第91条の規定により、協力医療機関を定めること。

2 次に掲げる事務は、あけぼの園長及びコロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。

(2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第5項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(6) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条の規定により、運営規程を定めること。

(7) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里

<p>2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。</p> <p>(1) <u>新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第18条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。</u></p> <p>(3) <u>新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。</u></p>	<p><u>所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第6条第1項又は第2項の規定により、契約内容の報告等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第12条第3項の規定により、計画作成対象障害者等に対し、領収証を交付すること。</u></p> <p>(3) <u>障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第13条の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第14条第1項又は第2項の規定により、計画作成対象障害者等に対し、サービス利用計画作成費の額に係る通知等を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第17条の規定により、計画作成対象障害者等が偽りその他不正な行為によつてサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</u></p> <p>(6) <u>障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第19条の規定により、運営規程を定めること。</u></p> <p>4 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。</p> <p>(1) <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。</u></p>
---	--

- (4) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第20条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (5) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (6) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第40条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。
- (7) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）第105条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (8) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第106条第4項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (9) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第109条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第111条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (11) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第111条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (12) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第111条において準用する同条例第94条の規定により、協力医療機関を定めること。
- 3 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第34条の規定により、運営規程を定めること。
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

(1) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）第12条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。

(2) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第23条第4項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(3) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(4) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第25条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(6) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第46条の規定により、運営規程を定めること。

(7) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第51条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

4 下に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）第24条第5項、第67条第5項又は第77条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(2) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第25条（同条例第71条及び第78条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(3) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、

5 下に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第23条第5項、第60条第5項又は第70条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第24条（同令第64条及び第71条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事

- 設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項若しくは第2項（同条例第78条において準用する場合を含む。）又は第68条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条（同条例第78条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）第55条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (7) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。
- (8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）第104条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (11) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第105条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (12) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条

- 業等の人員、設備及び運営に関する基準第25条第1項若しくは第2項（同令第71条において準用する場合を含む。）又は第61条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第37条又は第63条（同令第71条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第54条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第55条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条において準用する同令第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条において準用する同令第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条において準用する同令第34条の規定により、運営規程を定めること。

の規定により、運営規程を定めること。

(13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、協力医療機関を定めること。

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(65)の5 (略)

(66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第10条の規定による店舗管理者の届出を受理すること。

(66)の2～(117)の46 (略)

の規定により、運営規程を定めること。

(13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、協力医療機関を定めること。

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(65)の5 (略)

(65)の6 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第4条第1項の規定による薬局の管理者の過当たり勤務時間数の届出を受理すること。

(65)の7 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第2項の規定による薬局の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の過当たり勤務時間数の届出を受理すること。

(65)の8 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3項の規定による過当たり勤務時間数の変更の届出を受理すること。

(66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第10条の規定による店舗管理者の届出を受理すること。

(66)の2～(117)の46 (略)

(118) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による低体重児の届出を受理すること。

(119) 母子保健法第19条第1項の規定により、職員をして未熟児の訪問指導を行わせること。

(120) 母子保健法第20条第1項の規定により、養育医療の給付を行うこと。

(118) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療に限る。次号、第121号及び第122号において同じ。）の支給認定を行うこと。

(119) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の中から自立支援医療を受けるものを定めること。

(120) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第3項の規定による医療受給者証の交付を行うこと。

(121) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の規定による自立支援医療の支給認定の変更の認定を行うこと。

(122) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項の規定による自立支援医療の支給認定の取消しを行うこと。

(123) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第2項の規定による医療受給者証の返還を求めること。

(124)～(267) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(7) (略)

(8) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第22条の2又は第30条の13の規定による覚醒剤等の廃棄に当該職員を立ち会わせること。

(8)の2 覚せい剤取締法第31条の規定により、覚醒剤製造業者等について報告を徴すること。

(9)～(21) (略)

(121) 母子保健法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を徴収すること。

(122) 障害者自立支援法第54条第1項の規定による自立支援医療（育成医療及び精神通院医療に限る。次号、第123号の3及び第123号の4において同じ。）の支給認定を行うこと。

(123) 障害者自立支援法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の中から自立支援医療を受けるものを定めること。

(123)の2 障害者自立支援法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付を行うこと。

(123)の3 障害者自立支援法第56条第2項の規定による自立支援医療の支給認定の変更の認定を行うこと。

(123)の4 障害者自立支援法第57条第1項の規定による自立支援医療の支給認定の取消しを行うこと。

(123)の5 障害者自立支援法第57条第2項の規定による医療受給者証の返還を求めること。

(124)～(267) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(7) (略)

(8) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第31条の規定により、覚せい剤製造業者等について報告を徴すること。

(9)～(21) (略)

(看護大学学長への委任)

第8条の3 次に掲げる事務は、看護大学学長に委任する。

<p><u>第 8 条 の 3</u> (略)</p>	<p>(1) <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項の規定による教員の学外兼職及び他の事業等への従事の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育公務員特例法第21条第2項の規定による教育研修計画に関すること。</u></p> <p><u>第 8 条 の 4</u> (略)</p>
-----------------------------	--

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（受任者の権限に属する事務の専決）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令をすることを専決する者（別表第6第1号の表の左欄に掲げる者を除く。以下この項において「専決権者」という。）は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(1) 職員（当該専決権者以上の職員を除く。）のうち地域機関の長の指定する者（以下この項において「職員」という。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項</p> <p>(1)～(19)（略）</p> <p>(20) 新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）<u>第16条第2号</u>の指定をすること。</p> <p>(21)（略）</p> <p>別表第4（第6条関係） （略） 総務管理部 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（受任者の権限に属する事務の専決）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令をすることを専決する者（別表第6第1号の表の左欄に掲げる者及び看護大学事務局長を除く。以下この項において「専決権者」という。）は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(1) 職員（当該専決権者以上の職員（看護大学にあつては、当該専決権者以上の職員及び教員）を除く。）のうち地域機関の長（看護大学にあつては、事務局長）の指定する者（以下この項において「職員」という。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項</p> <p>(1)～(19)（略）</p> <p>(20) 新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）<u>第19条第2号</u>の指定をすること。</p> <p>(21)（略）</p> <p>別表第4（第6条関係） （略） 総務管理部 （略）</p>

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(略)

文書私学課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校又は私立各種学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可をすること。 (2) 学校教育法第130条第1項の規定による私立専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可をすること。 (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をすること。 (4) 私立学校法第50条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可又は認定をすること。 (5) 私立学校法第52条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可をすること。	(略)

大学・私学振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校又は私立各種学校の設置、廃止、設置者の	

- 変更等の認可をすること。
- (2) 学校教育法第130条第1項の規定による私立専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可をすること。
- (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をすること。
- (4) 私立学校法第50条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可又は認定をすること。
- (5) 私立学校法第52条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可をすること。

(略)
(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(4) (略)

(略)
(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(4) (略)
(3) <u>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第15条第2項の規定により、准看護師試験委員の意見を聴くこと。</u>	(5) <u>保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正をすること。</u>
(4) <u>保健師助産師看護師法第18条の規定により、准看護師試験を行うこと。</u>	(6) <u>保健師助産師看護師法施行令第4条第2項及び第5条第1項の規定による准看護師籍の登録の抹消をすること。</u>
(5) <u>保健師助産師看護師法第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定及び同条第4号の規定によ</u>	(7) <u>保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令</u>

(3) (略)	
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) (略)	
(7) (略)	
	(5) (略)
	(6) (略)
	(7) (略)
	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)

(略)

医務薬事課

(略)

る准看護師試験の受験資格の認定をすること。	第15条第1項の規定により、報告を求めること。
(6) (略)	(8) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。
(7) (略)	(9) 保健師助産師看護師法施行令附則第6項の規定により、保健婦籍等の登録を抹消すること。
(8) (略)	(10) (略)
(9) (略)	(11) (略)
(10) (略)	(12) (略)
	(13) (略)
	(14) (略)
	(15) (略)
	(16) (略)
	(17) (略)
	(18) (略)
	(19) (略)

(略)

医務薬事課

(略)

医師・看護職員確保対策課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第15条第2項の規定により、准看護師試験委員の意見を聴くこと。	(1) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正をすること。
(2) 保健師助産師看護師法第18条の規定により、准看護師試験を行うこと。	(2) 保健師助産師看護師法施行令第4条第2項及び第5条第1項の規定による准看護師籍の登録の抹消をすること。
(3) 保健師助産師看護師法第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定及び同条第4号の規定による准看護師試験の受験資格の認定をすること。	(3) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第1項の規定により、報告を求めること。
	(4) 保健師助産師看護師法施行令第20条に

	<p>において準用する同令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。</p> <p>(5) 保健師助産師看護師法施行令附則第6項の規定により、保健婦籍等の登録を抹消すること。</p>
(略)	(略)
障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を行うこと。</p> <p>(10) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11)の2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援</p>
障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を行うこと。</p> <p>(10) <u>障害者自立支援法</u>第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11) <u>障害者自立支援法</u>第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11)の2 <u>障害者自立支援法</u>第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を行うこと。</p>

	<p>事業者の指定を行うこと。</p> <p>(11)の3 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の29第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(12) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を行うこと。</p> <p>(13) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第68条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(14) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第73条第1項の規定により、自立支援医療費等の請求を審査し、かつ、額を決定すること。</p> <p>(15)～(32) (略)</p>		<p>(11)の3 <u>障害者自立支援法</u>第51条の29第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(12) <u>障害者自立支援法</u>第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を行うこと。</p> <p>(13) <u>障害者自立支援法</u>第68条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(14) <u>障害者自立支援法</u>第73条第1項の規定により、自立支援医療費等の請求を審査し、かつ、額を決定すること。</p> <p>(15)～(32) (略)</p>																
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p>		<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p>																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">農業総務課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(1)～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>農業協同組合法</u>第65条第2項(同法第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、</td> <td>(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第17条の規定により、特定</td> </tr> </table>		農業総務課		部長専決事項	課長専決事項	(1)～(3) (略)	(1)～(5) (略)	(4) <u>農業協同組合法</u> 第65条第2項(同法第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、	(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第17条の規定により、特定	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">農業総務課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(1)～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第16条の規定により、特定</td> </tr> </table>		農業総務課		部長専決事項	課長専決事項	(1)～(3) (略)	(1)～(5) (略)		(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第16条の規定により、特定
農業総務課																			
部長専決事項	課長専決事項																		
(1)～(3) (略)	(1)～(5) (略)																		
(4) <u>農業協同組合法</u> 第65条第2項(同法第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、	(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第17条の規定により、特定																		
農業総務課																			
部長専決事項	課長専決事項																		
(1)～(3) (略)	(1)～(5) (略)																		
	(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第16条の規定により、特定																		

<p>合併を認可すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>事業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(5)の3～(17) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>事業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(5)の3～(17) (略)</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>水産課</p>		<p>水産課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(1) 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第43条 (同法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>一時役員</u>の職務を行うべき者を選任し、又は総会を招集すること。</p> <p>(2) 水産業協同組合法第64条 (同法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、設立の認可をすること。</p> <p>(3) 水産業協同組合法第68条第2項 (同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)及び同法第91条の2第2項の規定により、解散決議の認可をすること。</p> <p>(4) 水産業協同組合法第69条第2項 (同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併を認可すること。</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第43条 (同法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>仮理事</u>を選任し、又は総会を招集すること。</p> <p>(2) 水産業協同組合法第64条 (同法第86条第4項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、設立の認可をすること。</p> <p>(3) 水産業協同組合法第68条第2項 (同法第86条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)及び同法第91条の2第2項の規定により、解散決議の認可をすること。</p> <p>(4) 水産業協同組合法第69条第2項 (同法第86条第5項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併を認可すること。</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	<p>(略)</p>

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(19) (略) (20) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第17条の規定により、特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (21)～(45) (略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当) 専決事項

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(19) (略) (20) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条の規定により、特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (21)～(45) (略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 農地法第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の合意解約の許可をすること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当) 専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 農地法第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の合意解約の許可をすること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
看護大学事務局長	(1) 職員(教員及び係長に相当する者以上の者を除く。)の勤務配置及び事務分担の決定をすること。 (2) 職員(教員を除き、係長に相

当する者以上の者に限る。第3号及び第7号において同じ。)の旅行の命令(5日以上に係るものを除く。)をすること。

(2)の2 職員(教員及び事務局長を除く。第3号の2及び第7号の2において同じ。)の5日以上旅行の命令をすること。

(3) 職員の旅行の復命(5日以上に係るものを除く。)を受けること。

(3)の2 職員の5日以上旅行の復命を受けること。

(4) 職員(教員を除き、事務局次長以上の者に限る。次号及び第6号において同じ。)の時間外勤務等の命令をすること。

(5) 職員の特殊勤務の命令をすること。

(6) 職員の当直勤務の命令をすること。

(7) 職員の休暇等の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。)を除く。)をすること。

(7)の2 職員の5日以上休暇等(夏季休暇を除く。)の承認等をすること。

(8) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による事務局長の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による事務局長の代休日の指定を行うこと。

(10) 一般職の非常勤職員の任免をすること。

(11) 庁舎内における出店の許可をすること。

(12) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。

(13) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。

(14) 軽易な証明書の発行をすること。

(15) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。

(16) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をする

(略)	(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 新津収税担当、 柏崎収税担当、 十日)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～テ (略) ト <u>法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)附則第8項又は第9項の規定により、法人の県民税の不均一課税をすること。</u>

	こと。 (17) その他地域機関の長の指定する事項
看護大学事務局次長	(1) 職員(教員及び係長に相当する者以上の者を除く。次号及び第6号において同じ。)の旅行の命令(5日以上に係るものを除く。)をすること。 (2) 職員の旅行の復命(5日以上に係るものを除く。)を受けること。 (3) 職員(教員及び事務局次長以上の者を除く。次号及び第5号において同じ。)の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 職員の当直勤務の命令をすること。 (6) 職員の休暇等の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。)を除く。)をすること。 (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員(教員及び事務局長を除く。次号及び第9号において同じ。)の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。 (9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。
(略)	(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 新津収税担当、 柏崎収税担当、 十日)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～テ (略)

町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	ナ (略) ニ (略) ヌ (略) ネ (略) ノ (略) ハ (略) ヒ (略) (3)・(4) (略)
-------------------------------------	--

(略)

(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
保健所 次長（次 長を2人 置く保健 所にあつ ては、事 務職員の 次長に限 る。）	(1)～(12) (略)
保健所 地域保健 課長	保健師助産師看護師法第33条の規定による氏名、住所等の届出を受理すること。
(略)	

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	所長、館長、校長、園長又は寮長

町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	ト (略) ナ (略) ニ (略) ヌ (略) ネ (略) ノ (略) ハ (略) (3)・(4) (略)
-------------------------------------	--

(略)

(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
保健所 次長（次 長を2人 置く保健 所にあつ ては、事 務職員の 次長に限 る。）	(1)～(12) (略) <u>(13) 母子保健法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を徴収すること。</u>
保健所 地域保健 課長	(1) 保健師助産師看護師法第33条の規定による氏名、住所等の届出を受理すること。 (2) 母子保健法第18条の規定による低体重児の届出を受理すること。
(略)	

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、 <u>県立看護大学事務局長</u> 、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	所長、 <u>学長</u> 、館長、校長、園長又は寮長

(略)	(略)
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクール及び上越テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）	(略)
(略)	
(略)	

別表第8（第16条関係）

(略)	(略)
地域機関の課長（自治研修所総務課長、 <u>県立看護大学事務局</u> の課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクール及び上越テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）	(略)
(略)	
県立看護大学事務局の課長	事務局長
(略)	

別表第8（第16条関係）

(1) (略) (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序		(1) (略) (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序	
地域機関の区分	代決の順序	地域機関の区分	代決の順序
(略)		(略)	
保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新潟地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた 白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所		看護大学	(1) 学長の権限の代決 ア 学長が不在のときは、事務局長 イ 学長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長 (2) 事務局長の権限の代決 事務局長が不在のときは、事務局次長 (3) 事務局次長の権限の代決 事務局次長が不在のときは、主務課長
(略)		(略)	
(略)		(略)	